

岩手県監査委員告示第38号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 復興局
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和2年7月22日
 - (2) 本監査実施日 令和2年8月25日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年10月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが1件、42,180円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	未支給となっていた1件、42,180円の赴任旅費については、令和2年7月9日に支給を完了した。 なお、住居移転の有無の確認を旅費事務担当者に任せていたことが原因と考えられるため、今後は転入者及び新採用職員の住居移転の状況を一覧化するなど、職員相互のチェックを図ることとした。